

# 石川県弓道審査実施要項（例規）

(石弓連第 8号62.3.24)  
(石弓連第 9号63.2.24一部改正)  
(石弓連第 95-2号7.2.5一部改正)  
(石弓連第 96-8号8.2.4一部改正)  
(石弓連第98-2号10.1.20一部改正)  
(石弓連第98-8号10.4.1一部改正)

1. 期 日 年間スケジュールのとおり。
2. 会 場 年間スケジュールのとおり。
3. 審査種別 定期審査 級位及び段位（四段まで）  
臨時審査 級位及び段位（参段まで）
4. 日 程 月日、開始時刻、種別、科目等は年間スケジュールのとおり。
5. 請求段級位 級位は「無指定」で請求する、段位は初段から受審請求ができる。
6. 審査方法 (1) 級位の部 無指定として行射の審査の成績に応じて、5級より1級又は初段をあたえる。  
(2) 段位の部 初段より四段の段位は、行射の審査及び学科試験の総合成績により合否を決定する。

註：受審者は、現段位が、その認許された日から満5か月以上を経過していなければならない。また、初心者が受審する場合についても、満5か月以上の経験を要するものとする。

## 7. 申込み期日とその方法

- (1) 締切り日 10日前（必着を厳守のこと）
- (2) 申込み先 〒920 金沢市小坂町西8-3 石川県立武道館内  
石川県弓道連盟事務局あて ☎0762-51-5721 FAX0762-51-5669
- (3) 申込は所定の審査請求書に記載し、所属（学校）団体を経て提出すること。
- (4) 審査請求書には、所属（学校）団体長又は、支部長の認証印を受けること。
- (5) 審査請求書の提出には、必ず審査料を添付すること。

（各団体ごとに纏めて、段位、級位ごとの人数、受審料及び送金方法を一覧表にして添付すること。）

なお、郵便振替で送金の場合は、審査請求書の余白にその旨朱書すること。  
郵便振替口座番号 0075-2-4713 加入者名 石川県弓道連盟審査部  
（郵便現金書留の送金も可）

- (6) 審査請求書提出時まで、石川県弓道連盟会費当年分払い済みであること。
- (7) 弓の重なりがある場合は、その旨内訳を記載したメモを添付のこと。

## 8. 注意事項

- (1) 審査請求書には次のことを明確に記載しておくこと。
  - ア、氏名には「ふりがな」を付け、満年齢、郵便番号、住所等を楷書でわかりやすく記入する。（氏名欄右方には男女別を記入のこと）
  - イ、現在、受有する段級位と、その認許された年月日を忘れずに記入する。
  - ウ、弓歴欄には、講習会等の受講歴等も記入（朱書）する。
  - エ、審査日程が2日わたる場合、2会場以上になる場合は、「審査場所年月

日」欄は明確に記入のこと（ ）して曜日も記入する。

オ、記載事項は、万年筆又はボールペンで記入する。（鉛筆書のものを受理しない） 註：「審査請求書」下方欄外の（注意）を確認のこと。

カ、級位受審の審査請求書には、最上端に赤マジック等で横線を引くこと。

（級位、段位の間違いを無くするために）

（2）審査請求書に虚偽の記載があった場合は、審査の結果が無効となることもある。 また、審査請求書に記載漏、記載不適當がある場合は受理しない。

（3）射技、学科に遅刻したり、呼出しに応じない場合は、棄権とみなす。

（4）受審者は、全員開始時まで集合のこと（受審要領の説明がある）

（5）級位、段位とも審査は坐射とする。

（6）四段受審者は和服着用とする。（本座にて肌脱ぎ、褌がけをする）

## 9. 審査に当たって留意すべき事項

### （1）行射について

原則として次の一に該当する場合は、請求段級位に相応して、不合格となる場合があります。審査に臨むに当たり、十分練習すること。

なお、初段以上の弓の重なりは、認めません。各自専用の弓を用意すること。

ア、入退場の態度の良くないもの。

（例）執弓の姿勢の悪いもの、末弭の高いもの、自信のない動作のもの。

イ、本座をとれないもの、射位を守れないもの。

（註）前の射手に撞うように、但し、大前が間違っている場合を除く。

ウ、射技について、射法八節の一つでも欠けた行射をし、目立つもの。

（例）早気、極端に悪い残心（身）気力に欠けた射、等。

エ、「失」をした者。

◎矢こぼれ。

◎弦切れの場合の処理の出来ないもの。

オ、行射した矢が矢道にささったり、届かなかったり、幕に当たった者

カ、「間合い」の悪いもの。

（例）「間のび」「間ぬけ」など極端なもの、また軽率な動作のもの。

キ、入退場の動作を間違ったもの。

（例）左進右退を間違っているもの。 余計な動作をするもの。

ク、召集に遅れたもの。

ケ、服装及び着衣の悪い者。

**原則として受審者は、弓道衣、白足袋を着用のこと。**

（2）学科試験会場には、教本、参考書等の持込むことを厳しく禁じます。

違反のあった場合は、不合格とすることがある。